

## 会計検査院における一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の提出方法及び作成要領

会計検査院事務総長官房会計課において行う競争入札に参加する資格を得ようとする者は、必ず次の要領によって申請書類を揃え、会計課営繕係までご提出ください。なお、本院の測量・建設コンサルタント等に係る競争参加資格は、本院においてのみ有効であり、各省各庁において有効な統一資格ではありません。

1. 提出書類 下記の書類（①～⑨）をご用意ください。

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書  
（測量・建設コンサルタント等）（第5号様式）
- ② 営業登録の証明書又はこれの写し
- ③ 測量等実績調書（第6号様式）
- ④ 技術者経歴書（第7号様式）
- ⑤ 営業所一覧表（第8号様式）
- ⑥ 登記事項証明書又はこれの写し（法人の場合）
- ⑦ 納税証明書又はこれの写し
- ⑧ 財務諸表類
- ⑨ 任意の封筒に110円切手を貼付したもの ※

※⑨については、「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」（第10号様式）を電子メールで通知するため、原則として提出する必要はない。ただし、電子メールが使用できないなど特段の事情があって、郵送による通知書の送付を希望する場合は、（別紙1）封筒記入例のように必要事項を記載して提出すること。

2. 作成要領

1 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・コンサルタント等）（第5号様式）作成方法

- (1) 「01 1新規／2更新」欄については、該当する申請区分の番号（1又は2）に○印を付す。  
なお、(1 新規)とは本院に対して過去に一度も申請をおこなっておらず、初めて申請をする場合をいう。
- (2) 「05 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載する。
- (3) 「07 法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第58条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者について、国税庁長官から通知された13桁の法人番号を記載すること。

(4) 「08 本社（店）住所」から「16 メールアドレス」までの各欄は、次により記載する。

① フリガナの欄は、カタカナで記載すること。

なお、「08 本社（店）住所」欄の都道府県名及び「09 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記載しないこと。

② 「08 本社（店）住所」欄での丁目、番地は、「－（ハイフン）」により省略して記載すること。

(例)

③ 「09 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いること。

種類	株式 会社	有限 会社	合資 会社	合名 会社	協同 組合	協業 組合	企業 組合	合同 会社	有限責任 事業組合	経常建設 共同企業体
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)	(共)
種類	一般財団 法人		一般社団 法人		公益財団 法人		公益社団 法人		特例財団 法人	特例社団 法人
略号	(一財)		(一社)		(公財)		(公社)		(特財)	(特社)

(例)

④ 「10 代表者氏名」欄、「11 担当者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字空けること。

なお、代表者の役職については、フリガナは記載しないこと。

(例)

⑤ 「12 本社（店）電話番号」欄、「13 担当者電話番号」欄（必要があれば内線番号）欄及び「14 本社（店）FAX番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「－（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと。

(例)

⑥ 「15 電子入札用ICカードの登録番号」欄は、空欄とすること。

⑦ 「16 メールアドレス」欄については、本院からの種々の連絡に対応でき得るアドレスを記載すること。なお、メールアドレスを持っていない場合、「なし」と記載すること。

⑧ 「17 申請代理人」欄は、行政書士等が代理申請する場合に使用する。なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を作成し提出する場合は本欄への記載は不要である。

(5) 「18 登録等を受けている事業」欄については、次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載する。

① 測 量 業 者：測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合。

② 建 築 士 事 務 所：建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合。

- ③ 建設コンサルタント：建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合。
- ④ 地質調査業者：地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合。
- ⑤ 補償コンサルタント：補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受けている場合。
- ⑥ 不動産鑑定業者：不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合。
- ⑦ 土地家屋調査士：土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記載する。）。
- ⑧ 司法書士：司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条による登録を受けている場合。
- ⑨ 計量証明事業者：計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合。
- ⑩ その他の登録等を受けている場合は、登録事業名等を空白の欄に記載する。

(6) 「19 設立年月日（和暦）」欄については、登記事項証明書記載の設立年月日を記載すること。

(7) 「20 みなし大企業」欄については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「下記のいずれかに該当する」にレ点を入れ、上記に該当しない場合は「該当しない」にレ点を入れること。

(8) 「21 測量等実績高」の各欄については、次により記載する。

ア 「② 直前2年度分決算」、「③ 直前1年度分決算」及び「④ 直前2ヶ年間の年間平均実績高」の各欄には、本院が設定した業種区分（別表参照。）に対応した競争への参加を希望する業種（以下「競争参加資格希望業種」という。）ごとに実績高を記載する（決算が1事業年度1回の場合には、「② 直前2年度分決算」及び「③直前1年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載する。）ほか、希望する業種以外の業種の実績高はその他に一括して計上する。なお、「③ 直前1年度分決算」とは審査基準日において確定した決算を含む過去1年間の決算を、「② 直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「④ 直前2か年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれいう。

また、個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載する。

イ 「⑤ 申請を希望する部局」欄については、空欄とすること。

なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

(9) 「22 有資格者数」欄については、本院が指定する資格者の範囲に従い該当職員数を記載する。記載する有資格者数は自社の常勤職員のみとし、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないこと。なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同欄の書式で延長するものとする。このときには、同様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

(10) 「23 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」欄には、建設コンサルタント登録規程及び補償コンサルタント登録規程に基づいて登録を受けている部門について、下表の登録部門に対応する番号に○印を付する。

建設コンサルタント業務					
登録部門	番号	登録部門	番号	登録部門	番号
河川、砂防及び海岸・海洋	1	港湾及び空港	2	電力土木	3
道路	4	鉄道	5	上水道及び工業用水道	6
下水道	7	農業土木	8	森林土木	9
水産土木	10	廃棄物	11	造園	12
都市計画及び地方計画	13	地質	14	土質及び基礎	15
鋼構造物及びコンクリート	16	トンネル	17	施工計画、施工設備及び積算	18
建設環境	19	機械	20	電気電子	21
補償コンサルタント業務					
登録部門	番号	登録部門	番号	登録部門	番号
土地調査	22	土地評価	23	物件	24
機械工作物	25	営業補償・特殊補償	26	事業損失	27
補償関係	28	総合補償	29	—————	—

(11) 「24 自己資本額」の各欄については、次により記載する。

ア 「① 株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載する。また、外資系企業の場合には、「① 株主資本」欄の合計欄の上段（ ）内に外国資本の額を内数で記載する。組合にあっては組合の基本財産と組合員の払込資本金に、利益剰余金を加えた額の合計額を記載する。

併せて、「① 株主資本」欄の合計欄の上段（ ）内に払込済資本金の額を内数で記載する。

イ 「② 評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記載する。

ウ 「③ 新株予約権」欄には、新株予約権があった場合にはその額を記載する。

エ 「④ 株式引受権」欄には、株式引受権があった場合にはその額を記載する。

※ 個人にあっては、「⑤ 計」欄に、純資産合計（期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定）の額を記載する。

(12) 「25 損益計算書」の「税引前当期利益」欄は、直前1年度分決算によって記載する。

(13) 「26 貸借対照表」の「① 流動資産」、「② 流動負債」、「③ 固定資産」及び「④ 総資本額」の各欄は、直前1年度分決算によって記載する。

(14) 「27 経営比率」の「① 総資本純利益率」、「② 流動比率」、「③ 自己資本固定比率」の各欄は、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記載する。

(15) 「28 外資状況」については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1 2 3のいずれか）に○印を付するとともに、[ ]内に外国名を、( )内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。なお、「2 日本国籍会社（100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

(16) 「29 営業年数等」の「④ 営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間を記載する。ただし、当該事業を中断した期間がある場合は、その期間を排除した期間（1年未満切捨て）を記載する。

(17) 「30 常勤職員の数」の「① 技術職員」及び「② 事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③ その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載する。また、「④ 計」欄には、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載し、「⑤ 役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載する。なお、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であることなど）を有することをいう。

## 2 営業登録の証明書又はこれの写しについて

1-(5)の①から⑩までに掲げた各登録等についての登録官署が発行する証明書をいう。なお、競争への参加を希望しない業種に係るものは提出を要しない。

## 3 測量等実績調書（第6号様式）及び技術者経歴書（第7号様式）の作成方法

この2様式については、各様式の末尾にある記載要領に従って記載する。

なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

## 4 営業所一覧表（第8号様式）の作成方法

この様式については申請日現在で作成するとともに、様式の末尾にある記載要領に従って記載することとするが、申請する営業所に対応した「営業区域」を示す都道府県を表わすコードについては、下表のコードを用いること。なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

コード	都道府県名										
00	全国	08	茨城県	16	富山県	24	三重県	32	島根県	40	福岡県
01	北海道	09	栃木県	17	石川県	25	滋賀県	33	岡山県	41	佐賀県
02	青森県	10	群馬県	18	福井県	26	京都府	34	広島県	42	長崎県
03	岩手県	11	埼玉県	19	山梨県	27	大阪府	35	山口県	43	熊本県
04	宮城県	12	千葉県	20	長野県	28	兵庫県	36	徳島県	44	大分県
05	秋田県	13	東京都	21	岐阜県	29	奈良県	37	香川県	45	宮崎県
06	山形県	14	神奈川県	22	静岡県	30	和歌山県	38	愛媛県	46	鹿児島県
07	福島県	15	新潟県	23	愛知県	31	鳥取県	39	高知県	47	沖縄県

## 5 登記事項証明書又はこれの写しについて（法人の場合）

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号に規定する株式会社登記簿等に記録されている事項を証明した書面（同法第10条に規定する書面をいう。）をいい、法人が提出する。

## 6 納税証明書又はこれの写しについて

税務官署が発行する、直前1年間における「申告所得税」又は「法人税」並びに「消費税及び地方消費税」の納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3）又はこれの写しを提出する。

## 7 財務諸表類について

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表（個人にあっては、これらに類する書類）を提出する。

## 8 任意の封筒に110円切手を貼付したものについて

「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」（第10号様式）を電子メールで通知するため、原則として提出する必要はない。ただし、電子メールが使用できないなど特段の事情があって、郵送による通知書の送付を希望する場合は、（別紙1）封筒記入例のように必要事項を記載して提出すること。

## 9 注意事項

### (1) 申請書類の基準日

申請書類の記載事項の基準日は、申請書を提出する日の直前の事業年度の終了日（ただし、決算に関する事項については、基準日の直前に決算の確定した日）とする。

### (2) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、写真機、複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明である写しに限り、写しによって差し支えない。

### (3) 外国事業者が申請する場合の提出書類等

- ① 申請書の「08 本社（店）住所」欄については、本社（店）の所在する国名及び所在地名を記載する。  
なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。
- ② 申請書の「09 商号又は名称」欄については、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要である。
- ③ 納税証明書については、証明書に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とする。
- ④ 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付する。
- ⑤ 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載する。

### (4) 測量法第55条の8による書類を国土交通大臣に提出し、その写しを提出した者である場合には、技術者経歴書、営業所一覧表、登記事項証明書、登録証明書等及び財務諸表類の添付を省略することができる。

また、建設コンサルタント登録規程第7条、地質調査業者登録規程第7条又は補償コンサルタント登録規程第7条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写しを提出した者であって、競争参加資格希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合には、技術者経歴書、営業所一覧表、登記事項証明書、登録証明書等及び財務諸表類の添付を省略することができる。

(5) 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に関する設計、監理、調査等及び測量に係る契約のうち登録業種に係るものである。

(6) 申請内容に変更が生じた場合の手続

提出した申請書の申請内容に変更が生じ、その変更内容が（別紙2）に掲げる変更届出事項に該当する場合は、競争契約参加資格審査申請書変更届（第12号様式）に必要事項を記入し、（別紙2）の添付書類のとおり書類を添付の上、速やかに3. 3のメールアドレス宛に電子メールで提出すること。ただし、電子メールが使用できないなど特段の事情がある場合は、3. 3の受付場所に郵送又は持参すること。

### 3. 申請方法

1 受付期間

令和7年1月7日（火）から令和7年1月31日（金）（土、日、祝日を除く。）とする。

2 受付時間

10時から17時まで（12時から13時までを除く。）とする。

なお、3. 1の受付期間後においても随時受付を行うが、その場合は資格審査の結果を通知したときから有効となるため、本院が実施する競争入札に間に合わないことがある。

3 受付場所、メールアドレス

〒100-8941

東京都千代田区霞が関3-2-2 中央合同庁舎第7号館27階  
会計検査院事務総長官房会計課営繕係

電子メールでの提出先（資格審査申請受付専用メールアドレス）：  
shikakushinsa@jbaudit.go.jp

4 提出方法

3. 3のメールアドレスに電子メールで提出すること。ただし、電子メールが使用できないなど特段の事情がある場合、3. 3の受付場所に郵送又は持参すること。

郵送による場合で3. 1の受付期間外の消印による申し込みは随時受付扱いとする。また、申請内容について質問・修正がある場合には来庁をお願いする場合がある。

5 注意事項

- ・電子メールで提出する場合、申請書等はExcel、PDF形式で提出すること。電子メールのデータサイズが36MBを超える場合、受付側でメールを受信できないため、36MBを超過する場合は添付ファイルを複数に分けるなどして提出すること。
- ・料金不足郵便の場合には郵便物の受け取り拒否を行うため、3. 1の受付期間内の消印であっても随時受付扱いとなる場合がある。配達による事故によって受領が著しく遅れた場合も同様の扱いとする。書類に不備があった場合は、申請内容の修正が完了した段階で受領扱いとなるので、認定までの期間が長引くことがある。

(別 表)

本院が設定した業種区分

業 種 区 分	業 務 内 容	業 種 区 分	業 務 内 容
測 量	測量一般 地図の調整 航空測量	土 木 関 係 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 業 務	河川，砂防及び海岸・海洋 港湾及び空港 電力土木 道 路 鉄 道 上水道及び工業用水道 下水道 農業土木 森林土木 水産土木 廃棄物 造 園 都市計画及び地方計画 地 質 土質及び基礎 鋼構造物及びコンクリート トンネル 施工計画，施工設備及び積算 建設環境 機 械 電気電子 環境調査 分析・解析 施工管理
建 築 関 係 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 業 務	建築一般  (専門) 意 匠 構 造 暖 冷 房 衛 生 電 気 建築積算 電気設備積算 機械設備積算 工事監理 (建築) 工事監理 (電気設備) 工事監理 (機械設備) 調 査 耐震診断		
地質調査業務			
補 償 関 係 コ ン サ ル タ ン ト 業 務	土地調査 土地評価 物 件 機械工作物 営業補償・特殊補償 事業損失 補償関連 総合補償 不動産鑑定 登記手続等		

<封筒記入例>

110円切手	110	1 0 0 - 8 9 4 1
朱書き	一般競争 (指名競争) 参加資格認定 通知書 在中	代表取締役 株式会社 会計 太郎 様 東京都 千代田区 霞が関3-2-2

(別紙2)

一般競争（指名競争）参加資格審査の申請内容の変更について

(1) 変更届出事項

下記の①～⑥に該当する変更がある場合には、競争契約参加資格審査申請書変更届（第12号様式）を提出しなければならない。

- ① 住所
- ② 商号又は名称
- ③ 法人である場合においては代表者氏名、個人である場合においてはその者の氏名
- ④ 電話・FAX番号
- ⑤ 許可・登録等の状況
- ⑥ 営業所名称、所在地及び電話・FAX番号

(2) 添付書類

(1)に係る添付書類は、次のとおりとする。

- ① 法人の住所に係る変更：登記事項証明書の写し  
個人の住所に係る変更：住民票の写し
- ② 商号又は名称に係る変更：登記事項証明書の写し
- ③ 代表者氏名に係る変更：登記事項証明書の写し  
個人の氏名に係る変更：戸籍謄本（又は抄本）の写し
- ④ 電話・FAX番号に係る変更：添付書類は不要
- ⑤ 許可・登録等の状況に係る変更：許可・登録等の証明書の写し
- ⑥ 営業所名称、所在地及び電話・FAX番号：添付書類は不要